

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が「〇〇〇に係る児童相談記録（平成〇〇年〇〇月〇〇日の経過記録）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成28年5月12日付けで行った全部開示決定に対する審査請求は、審査請求人が審査請求を行う法律上の利益を有するとは認められず、不適法と認められることから、却下すべきである。

2 審査請求等の経緯

(1) 審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成27年8月13日付けで本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき、平成27年10月7日付けで本件対象保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件不開示処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(2) 実施機関は、審査請求人が埼玉県に対し本件不開示処分の取消しを求めて〇〇地方裁判所に提起した「平成28年〇〇〇事件」の平成28年4月14日付け審査請求人作成の準備書面（以下「本件準備書面」という。）において開示請求を行った理由が、条例に基づいた本件対象保有個人情報の訂正を行うことであることが新たに判明したとして、本件不開示処分を取り消し、条例第21条第1項の規定に基づき、平成28年5月12日付けで本件対象保有個人情報の全部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。なお、平成29年3月22日現在、審査請求人から訂正の請求はなされていない。

(3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、平成28年8月8日付けの審査請求書により、実施機関に対し、本件処分について正当な取消しの理由により再決定すること、もしくは本件処分を取り消し、新たな正当な取消しの理由を記載した処分を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(4) 当審査会は、本件審査請求について平成28年12月16日、実施機関から条例第

42条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写し及び反論書の写しの提出を受けた。

(5) 当審査会は、平成29年1月23日、実施機関からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人は本件開示請求に先立ち、埼玉県〇〇児童相談所に対して審査請求人として45件、審査請求人の子〇〇〇（以下「子」という。）の法定代理人として28件の保有個人情報の開示請求を行った。

また、本件対象保有個人情報は、子の児童記録票の中に含まれる取扱経過記録2枚であるが、次のとおり本件開示請求前に少なくとも5回開示決定済である。

ア 平成22年12月1日、審査請求人は子の法定代理人として、「平成〇〇年〇〇月〇〇日より平成〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇〇に係る児童記録票」の開示請求を行い、これに対し実施機関は平成23年1月27日付けで部分開示決定を行った。

平成23年1月31日、審査請求人は部分開示決定した対象文書について、閲覧及び謄写を行った。

イ 平成23年12月9日、審査請求人は子の法定代理人として、「平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇〇に係る児童記録票を除く全ての記録（〇〇児童相談所および〇〇児童相談所の保存するもの）」の開示請求を行い、これに対し実施機関は平成24年2月6日付けで部分開示決定を行った。

平成24年2月16日、審査請求人は部分開示決定した対象文書について、閲覧及び謄写を行った。

ウ 平成23年12月9日、審査請求人は、「児童相談所における〇〇〇に関する全ての記録」の開示請求を行い、これに対し実施機関は平成24年2月6日及び平成24年6月29日付けで部分開示決定を行った。

平成24年8月2日、審査請求人は部分開示決定した対象文書について、閲覧及び謄写を行った。

エ 平成26年4月21日、審査請求人は、「〇〇〇「〇〇〇」と記載されている日の〇〇児童相談所作成の「取扱経過記録」の開示請求を行い、これに対し実施機関は平成26年6月19日付けで全部開示決定を行った。

(省略)

オ 平成27年3月24日、審査請求人は、「児童相談所における〇〇〇に関する全ての情報（過去の開示分を除く）」の開示請求を行い、これに対し実施機関は平成27年5月22日付けで部分開示決定を行った。

平成27年8月3日、審査請求人は部分開示決定した対象文書及び他の開示決定した文書について、実施機関から謄写した文書の交付を受けた。

(2) 上記(1)のとおり、本件対象保有個人情報について、審査請求人は少なくとも5回開示決定を受け、閲覧及び謄写をしている。

このように、既に少なくとも5回開示済みである対象文書について、重ねてなされた本件開示請求は、自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認するという目的ではなく、開示決定の事務を実施機関に負わせることを目的とする開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求と認められる。

(3) 本件対象保有個人情報は子の児童記録票の中に含まれる取扱経過記録2枚である。取扱経過記録は、児童相談所の職員が児童や家族の面接の様子などを都度記録するものであり、一度記録されると変更がされない性質の文書である。そのことについて、審査請求人として45件、子の法定代理人として28件、計73件の開示請求の中で、同一であった開示対象文書を複数回閲覧したことが多数あり、十分知り得たことと認められる。

(4) 審査請求人は今までに保有個人情報の開示を受けた後に訂正請求を行ったことはない。また、審査請求人から〇〇児童相談所に対し、本件準備書面以前に本件開示請求は訂正請求を行う前提であると告げられたことは一度もない。しかし、本件準備書面により、本件開示請求が、初めての訂正請求の前提としての開示請求であるとの審査請求人の意図を知った以上、本件開示請求について、開示請求の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求であると断定することはできないと改めて判断し、訂正請求の機会を確保するために本件処分を行った。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

本件処分は、本件不開示処分を取り消し、本件対象保有個人情報全てを開示する決定であることから、審査請求人に不利益が生じるものとは認められない。このため、以下本件審査請求の適法性について検討する。

(2) 本件審査請求の適法性について

法第2条は「行政庁の処分に不服がある者は、(中略)審査請求をすることができる。」と規定している。ここで「行政庁の処分に不服がある者」とは、「当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」と解される(最高裁判所第三小法廷昭和49年(行ツ)第99号同53年3月14日判決参照)。

本件処分は、審査請求人が開示を求めている本件対象保有個人情報の全ての開示を認めるものである。このことは、審査請求人が、本件審査請求の理由として、「平成27年10月7日付けの保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書の取消し自体は妥当であるが、その理由は不当である。」と主張し、本件処分そのものは妥当であると認めていることから明らかである。そうすると、審査請求人に本件処分により回復すべき法律上の利益があるとは認められない。

したがって、当審査会としては、本件審査請求は不適法であるため、これを却下すべきものとする。

(3) その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

奥 真美、長田 淳、西村 淑子

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成28年12月16日	諮問を受ける（諮問第146号）
平成28年12月16日	実施機関から弁明書の写し及び反論書の写しを受理
平成29年 1月23日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成29年 2月20日	審議
平成29年 3月22日	審議
平成29年 4月21日	答申